〇外国の大学等で修得した単位の認定要領

平成 12 年 12 月 1 日施行

（目的）

第１条　この要領は、愛知学院大学学則（以下「学則」という。）第８条の２第２項に基づき、愛知学院大学（以下「本学」という。）の学生が、外国の大学又は短期大学において修得した単位を、本学において修得したものとみなす単位の認定（以下「単位認定」という。）に関する要領である。

（留学の種類）

第２条　単位認定を認める留学の種類は、愛知学院大学海外留学規程第２条第１号、第２号及び第３号に定める交換留学、派遣留学及び認定留学とする。

（留学の届）

第３条　留学をする者は、留学する前までに本学所定の「海外履修計画届」、留学先大学の大学概要を国際交流センターへ提出しなければならない。

（単位認定の申請）

第４条　前条により留学した者は、留学期間終了後速やかに次の書類を国際交流センター経由で教務課へ提出し、単位認定の申請を行わなければならない。

（１）　本学所定の「単位認定申請書」

（２）　帰国報告書

（３）　成績証明書

（４）　履修科目の授業内容（シラバス等）

（５）　上記(３)・(４)の邦訳文

（単位認定）

第５条　単位認定は、当該学生の所属学部において行う。ただし、教養教育科目に関しては、教養部において行う。

（認定できる単位数）

第６条　単位認定される単位数は、学則第８条の２第２項に定める 60 単位を超えないものとする。ただし、当該年度に認定できる単位数は本学の制限単位数を超えないものとし、認定した単位のうち、卒業要件に算入できる単位数については、所属学部の定めるところによる。

（事務処理）

第７条　この要領の事務処理は、国際交流センター、教務課が行う。

（改廃）

第８条　この要領の改廃は、国際交流センター委員会の議を経て、教務委員会及び学長の承認を得るものとする。

附　則

この要領は、平成 12 年 12 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。